

= 研修・講習会 =

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習について

令和2年4月から施行された特定整備制度において、従来の分解整備の認証（特定整備分解）に加え、電子制御装置整備の認証（特定整備電子）を取得する際、選任しようとする全ての整備主任者が「1級自動車整備士（1級二輪は除く）」または「1級二輪、2級自動車整備士であつて支局が行う講習を修了した者」であることが必要となります。

については、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を下記の予定で開催しますのでご案内します。

なお、今年度より約3か月に一度の開催となりますので、各事業場において下記予定表をご確認の上、受講されますようお願いします。

また、講習日に変更が生じた際には、会報誌等を通じてお知らせします。

◇ 講習日及び申込期間

講習日	申込期間
9月26日（木）	8月13日（火）～ 8月30日（金）

※申込期間中、申請書類を窓口に提出して申込をして下さい（FAX等で申込はできません）。

◇ 時間割

	受付時間	講習時間
実習	9：00～9：30	9：30～12：30
学科	13：30～14：00	14：00～15：00
試問	14：45～15：00	15：10～15：40
合格発表		16：00～

◇ 会 場 （一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター

◇ 担当講師 山梨運輸支局陸運技術専門官

ディーラー担当講師

◇ 定 員 実習 25名 学科及び試問 50名（先着順、定員になり次第締め切りとします。）

◇ 受講料

	受講料	資料代
学科	無料	
実習	2, 500円	500円

※資料は国土交通省ホームページからもダウンロードできます。

資料持参の場合は受講料のみとなります。

◇ 講習内容

実習 【3.0時間】	<ul style="list-style-type: none">・先進安全技術の概要・先進安全技術の用いられるセンサー類等・電子制御装置整備に必要な重要事項・センサー類のエーミング作業 等
学科 【1.0時間】	<ul style="list-style-type: none">・自動車特定整備事業について・新たに特定整備の対象となる装置の保安基準設定状況・電子制御装置整備の適用を受ける自動車の確認方法・自動車特定整備記録簿の取扱いについて 等
【0.5時間】	<ul style="list-style-type: none">・試問

◇ 申請書類 (1) 受講申請書 1枚

(2) 受講票 1枚

【申請書、受講票は振興会・指導教育部窓口に用意します。振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の会員ページからもダウンロードできます。】

(3) 写真2枚(縦4cm、横3cm)

(4) 自動車整備士合格証書の写しまたは自動車整備士手帳

(5) 実習受講済みの方は、実習受講証

(6) 実習を受講する方は、実習申込書

(7) 学科受講済みの方は、自動車整備士手帳

(学科(検査員研修等)を受講済みであることを証明するため)

◇ 持ち物 (1) 筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル)

(2) 消しゴム

(3) マーカーペン

(4) 資料をお持ちの方は『令和2年度又は令和3年度自動車検査員研修資料』又は『令和2年度版最近改正された法令・通達集(整備事業編)』又は『電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習テキスト(国土交通省自動車局整備課作成)』

第144期技術講習所受講生募集のご案内について

1. 募集種目

二級ガソリン・三級ガソリン

2. 募集人員

種目	募集人員数
二級ガソリン	40
三級ガソリン	40

(受講希望人員10人未満の場合は、開講しない場合があります。)

3. 受講申込み

① 申込期間 8月13日（火）～9月17日（月）

② 受講申込み方法 受講希望者は受講申請書（教育課窓口にあります）に必要事項を記入のうえ受講料を添えてお申し込み下さい。

受講者の都合により未受講となった場合、受講料の返却はしません。

4. 受講料

種目		受講料	備記
二級ガソリン	会員	62,300	受講料には、テキスト代・資料代を含みます。（二級ガソリンについて材料代も含みます。）
	会員外	88,500	
三級ガソリン	会員	59,800	
	会員外	86,000	

5. 講習日程予定

講習日程表は概ね下記の曜日を計画していますが、決定した講習日程表は受講者へ開講式の日にお渡しします。

①二級ガソリン 原則 水、金曜日の20日間を予定（土曜日1日含む）

②三級ガソリン 原則 水、金曜日の20日間を予定

③講習時間 9：10～15：50（1日6時限）

④開講式・全課程 10月16日（水）

受付8：30～8：45、開講式9：00

開講式終了後、講習を実施

修了式（予定）令和6年3月上旬

6. 受講資格（実務経験は講習修了日までとする）

二級ガソリン	三級の技能検定に合格した者で技能検定合格の日から自動車の整備作業に関して 3年以上の実務経験 を有する者 (大学機械・電気・電子科卒1.5年、高校機械・電気・電子科卒2.0年)
三級ガソリン	自動車の整備作業に関して、 1年以上の実務経験 を有する者 (大学、高校機械・電気・電子科卒0.5年)

7. 受講修了特典として各科目の検定実技試験が免除されます！

検定実技試験免除は、各科講習修了日より2年間を超えると無効になりますので、期間内で登録学科試験を受験し、合格した後に全部免除申請として国に申請し整備士資格を受けて頂くこととなります。

詳細は、振興会教育課までお問い合わせ下さい。

8. その他

①本講習は検定試験の実技試験免除の講習です。

②受講者は、青色作業服（工場等のロゴが無いもの）実習時は安全靴を着用して下さい。

③デジタルサーキットテスタを用意して下さい。

（10A程度の電流が測定できるもので、アナログタイプ、及びポケット型は不可とします）

※自動車整備商工組合販賣課で下記の物を取り扱っています（価格変動あり）

		金額
☆青色作業服	S～L、XL	5,000円
	4L	5,100円
☆デジタルサーキットテスタ (Kaise KU-2600)		7,790円

= 業界情報 =

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.150

【内 容】

・車名：輸入車 　・登録年：不明 　・走行距離：不明

A Tにギヤ抜けの不具合があり、ディーラーに修理を依頼したところ、C P Uに不具合があると診断され交換した。納車から数日後、症状が再発した。再度、同じディーラーに修理を出すと、次はセンサーに不具合があり、交換が必要と言われた。先に行ったC P Uの交換工賃・部品代は支払い済みだが、直ってないのだから返金してもらえるのか。返金できなくとも、次のセンサーの交換工賃・部品代は支払わなければいけないのか。ディーラー工場で販売している車の修理ができないのは、いかがなものか。

【対 応】

振興会の立ち位置と、料金等については関与できないことを伝え、「ギヤ抜けの修理を依頼しているのだから、修理が完了していないのなら事業場とよく話をして修理してほしい。関連部品を消去法的に順番に替えていく手法はあるが、費用がかさむ等のリスクはある」と伝え、会員事業場なので、事実確認と相談があったことは伝えることはできると伝えたところ、依頼を受けた。

事業場に連絡を取ると、「現在、診断中である。事象の多い車種であるが、再現が難しく、原因特定が困難なので、消去法での修理を行った。ユーザーとよく話しながら修理を進める」と回答があり、電話を切った。その後双方から連絡はない。